

## 1. 自然災害への対応について

### (1) 業界横断で取り組むべき課題への対応

- 自然災害が激甚化・頻発化する中において、損害保険会社が持続的に補償を提供しつつ、これまで以上に自然災害への備えとしての機能を発揮するためには、各社毎の取組みに加え、保険金支払い等の実務面や保険料率面等において、業界横断で取り組むべき様々な課題がある。
- こうした業界横断の取組みについては、金融庁としても積極的に関与していく方針の下、これまで損保協会及び損保料率機構と論議を行ってきたところであるが、重要性や優先度を踏まえ、今後は次に述べる3つの取組みに重点を置いて論議を継続していくこととしたい。

#### ① 「適正・迅速な保険金支払い等に向けた業界共通インフラの整備」

- 損保協会に設置された「自然災害対応検討プロジェクトチーム」において、人工衛星画像による大規模水災時の被害状況確認など、損害調査に係る情報共有・データベース化に向けた具体的な仕組みの設計を進めており、今後は仕組みの実現に向けた論議が必要。

#### ② 「水災リスクの料率細分化についての検討」

- 損保料率機構や各社では、自然災害の多発に伴い火災保険料率の引上げ局面が続く中、保険料負担の公平性確保等の観点から水災リスクの料率細分化に向けた検討を進めていると承知。また、国交省などが推進する水害の防災・減災政策においても、消費者のリスク意識の醸成・向上等の観点から水災リスクの料率細分化商品への期待が高まっている。
- 他方、料率細分化にあたっては、料率格差が拡大し保険料が高騰することで保険に加入できず必要な補償が得られなくなることも懸念されるため、保険の相互扶助性と保険料負担の公平性とのバランスなどについて、消費者目線なども含めた幅広い観点から検討を行うことが重要である。

### ③ 「異常危険準備金制度についての検討」

- 異常危険準備金制度は、これまで災害時における支払余力を確保する点でその機能を果たしてきたが、近年の自然災害の頻発化により火災保険等の異常危険準備金が大きく減少するなど、保険会社を取り巻く環境変化を踏まえ、今日的な自然災害リスクに備えた見直しを求める声が高まってきていると承知している。

- これらの業界横断取組みの検討については、今事務年度後半にかけて、損保協会、損保料率機構をはじめとする様々な関係者との論議を深めていきたいと考えているので、引き続きご協力いただきたい。

### (2) 自然災害リスク管理

- 令和2年は、7月の九州地方を中心とした豪雨や台風10号などによる被害は発生しているものの、幸いにして日本に上陸した台風はゼロで、昨年・一昨年と比べて自然災害に係る保険金の支払いは少ない水準にとどまっている。しかしながら、再保険料は高騰しており、且つ先行きは不透明であるため、引き続き各社の財務面等に少なからず影響を及ぼすことが考えられる。
- このような状況を踏まえ、金融庁としても、各社における再保険スキームの更改等を含む自然災害のリスク管理の強化の状況について、対話を継続していきたい。

## 2. ビジネスモデル対話について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大等の事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築が重要と考えている。ついては、それに向けて取り組むべき課題とその対応状況等について対話を行っているところ。
- 具体的には、「経営効率化を含むビジネス環境の変化への対応」「リスク管理の高度化」「新たな商品・サービスの戦略」「今後のチャネル戦略」などのテーマについて、経営陣を含めた各層との意見交換を進めてさせていただ

いているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

### 3. グループガバナンスについて

- グループ監督のための国際的な保険監督基準（ComFrame 等）の趣旨も踏まえた監督指針の改正案について、令和2年10月30日から市中協議に付しており、近日中に最終化・公表を行う予定である。
- また、同日（10月30日）に今事務年度のグループ監督の方針等を内容とする「IAIGs 等向けモニタリングレポート」を併せて公表したところ。
- 保険グループを取り巻く経営環境は、グローバルな経済情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の影響拡大や自然災害の多発・激甚化等により、大きく変化している。このため、世界経済全体の停滞や株価の下落、支払保険金の増加、顧客ニーズの変化等によって、海外を含めた保険ビジネスや収益が影響を受けるおそれがあり、こうした点を踏まえつつ海外子会社を含めたグループガバナンス態勢を構築・高度化していくことが重要である。
- 今事務年度においては、このような観点から、各保険グループについて、昨事務年度のモニタリングにおいて認識した課題をフォローアップするとともに、上述の監督指針案に基づきモニタリングを実施していく予定であるので、各社におかれては、大手保険グループ以外も含め、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループベースのガバナンスやリスク管理の高度化に、引き続き取り組んでいただきたい。
- また、IAIG に指定した大手損害保険グループについては、監督カレッジへの対応や再建計画の策定についても、対話を行っていく予定であるのでよろしくをお願いしたい。

### 4. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、令和2年10月、制度検討の状況に関する関係者への情報提供の一環として、現在実施している国内フィールドテストの仕様書等を公表。また、自然災害リスクに関する内部モデルの取扱いや保険負債に関する妥当性検証の枠組みといったテーマに

ついて、有識者会議において示された方向性を踏まえて、関係者との意見交換を行っているところ。

- これら以外の点も含めて、保険会社やその他の関係者の皆様から、現状のリスク管理実務も踏まえたご意見をいただきつつ、検討を深めてまいりたい。本件に関する情報は、今般新設した金融庁ウェブサイト上のページにて、今後も随時公表していく予定であるので、是非ご覧いただき、新たな制度を見据えた態勢整備にも活かしていただきたい。

#### 5. オリンピック・パラリンピックへの対応について

- 令和2年12月3日、自由民主党の訪日外国人観光客コロナ対策プロジェクトチームにより提言がとりまとめられ、同月14日には、同党の新型コロナウイルス感染症対策本部でも了承された。
- 提言の中では、訪日外国人に対し、民間医療保険への加入を求めるとされており、出入国在留管理庁は「出国前に民間医療保険に加入することができない事情がある入国者に備え、入国後に加入できる民間医療保険商品を案内し加入を促す」こととされている。
- 今後、こうした提言の内容に関連して、党や政府から協力要請があった際には、ご協力をお願いしたい。

#### 6. 正確な決算等開示事務について

- 令和2事務年度、いくつかの保険会社で決算訂正やディスクロージャーの誤りが頻発しているところ。
- コロナ禍による様々な制約等もある中で業務を行っていることは承知しているが、各社においては、不正確な情報開示により、保険契約者等関係者の信頼を損ねることのないよう、適切な業務運営に努めていただきたい。

#### 7. 代理店対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響については、対面での募集が制限され

たことによって、一部の代理店においては、新規の契約が獲得できないことによる代理店手数料収入の減少により、経営状況が厳しいといった声も聞かれるところ。

- 損保会社と損保代理店の委託契約は、事業者である民民間の契約であり、そのあり方については当事者間でよく話し合い解決すべき事項であると考えている。他方、コロナ禍において少なからず募集活動での制約があることを踏まえると、各社においては、先ほど申し上げたような代理店の声に丁寧に耳を傾けるなど、一方的な対応とならないよう、引き続き適切な業務運営に努めていただきたい。
- また、コロナ禍で収入が減っている状況では体制整備がままならないという声も聞かれる。顧客本位の業務運営が実現するよう、代理店の業務品質管理についても、代理店の規模や業務特性を踏まえたうえで、各社において適切にフォローしていただくようお願いしたい。

## 8. 書面・押印・対面手続きの見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 今般、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、金融庁所管法令・監督指針等において押印等を求める記載を削除するための市中協議を令和2年10月27日より開始したところ(同年12月公布・施行予定)。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、翌年6月末までに見直す方針。

(登記事項証明書の添付省略について)

- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、令和2年10月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が

可能となったことから、金融庁としても、同日より、その添付省略の取扱いを開始している。

(民民の書面・押印・対面手続きの見直し)

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」については、先般、貴協会より損害保険業界における書面・押印等の見直しに向けた課題と方針について発表いただき感謝申し上げます。
- 今後、論点整理の取りまとめを年内に行う予定だが、貴協会の発表の中で、デジタル化による効率化・顧客利便向上の取組みを業界全体で積極的に推進する方針を打ち出していただいたところ、上述の規制の見直しに合わせ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。

#### 9. ランサムウェアについて

- G7の附属文書で言及されたランサムウェアについて、ご紹介したい。国内の他セクターや海外の金融セクターの一部では、最近、ランサムウェアによる大きな感染被害が相次いで報告されている。
- その手口も、データを復旧するための身代金要求に加えて、暗号化する前にデータを窃取しておき、支払わなければデータを公開すると二重に脅迫するなど巧妙化・凶悪化しており、身代金相場も高騰していると指摘される。
- ランサムウェアへの対処としては、①「(自らが)被害を受けない」、②「(たとえ被害を受けても)身代金を支払わない」、③「(被害を受けずとも)身代金の支払いに利用されない」という三点が考えられるところ、本附属文書では、特に③「身代金の支払いに“利用されてはならない”」という点を強調している。
- 海外ではランサムウェアの身代金がテロ資金などに悪用される可能性もあることから足元で非常に緊張が高まっている。サイバー空間に国境はなく、皆様におかれても、改めて気を引き締めていただきたい。

## 10. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 令和2年12月11日、ガイドラインの改訂案を公表（令和3年1月22日までパブリックコメントを実施）。また、いただいたご意見も踏まえ、追ってFAQを公表予定。
- 改訂により金融機関に求められる対応を明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただくことを期待している。

(参考) 改訂の概要

### ① モニタリングで把握した課題等の整理

- ・ 顧客ごとのリスク評価及び、高リスク取引に対する営業実態の把握等を、「対応が求められる事項」として整理。
- ・ ネットを利用した非対面取引への対応として、リスク管理に必要な顧客情報の取得等について厳格な体制を求める。

### ② 他の金融機関や事業者との業務提携等

- ・ 新商品・新技術を取り扱う場合には、当該商品サービスのリスクの検証に加え、その提供に係る提携先、連携先等のリスク管理体制の有効性も検証する旨を記載。

### ③ 簡素な顧客管理（SDD）の留意点の追記

- ・ 低リスクと判断した顧客について、リスクに応じて、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にする「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」について、留意事項を追記。SDDの対象となる顧客や取引について具体的な判断基準を記載。

### ④ 継続的顧客管理における顧客情報の更新等

- ・ 顧客情報の更新に際して、必ずしも、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、店頭取引や各種変更手続の際に、あわせて情報更新を行う等のやり方も認められる旨を記載。

## 11. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に係る協力依頼について

- マイナンバーカードについては、政府として、普及拡大に向け、改めて取り組みを進めているところ。
- マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。また、従業員にとっても、マイナ

ンバーカードは、大きなメリットがある。

- マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向けて、依頼文書を発出する予定なので、ご協力をお願いしたい。

## 12. LIBOR の恒久的な公表停止に係る対応について

- 日本円金利指標に関する検討委員会が、令和2年11月30日に、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第2回）」の取りまとめ報告書を公表した。市中協議は、検討委員会が推奨する「貸出」及び「債券」それぞれのフォールバック・レートのウォーターフォール構造（優先順位）及びスプレッド調整手法について賛否を問うものであったが、結果は、大多数の先から賛同が得られた。
- どの代替金利指標を使うかは、契約当事者間の交渉・合意により決定されるものであるが、令和3年末まで残り約1年となる中、市中協議の結果も参考にしながら、円LIBORからの円滑な移行に向けての取組みを加速させていただきたい。

## 13. 保険監督者国際機構（IAIS）による直近の市中協議文書について

- 保険監督者国際機構（IAIS）では、足元までに複数の市中協議文書を公表しており、そのうち4つについてご紹介する。なお、下記の市中協議文書について、コロナの影響を受けて、事務負担の集中を避ける観点から、通常より長めのコメント提出期間が設けられている。
  - ・ 令和2年10月13日、市中協議文書「保険セクターにおける気候関連リスクの監督に関するアプリケーションペーパー」がIAISより公表され、同文書に対するコメント提出期限は翌年1月12日となっている。その概要としては、IAISは、同文書において、保険コアプリンシプル（ICP）のうち、コーポレートガバナンス、リスク管理、投資、開示等の分野に焦点を当て、保険監督当局における気候関連リスクに対する組込み状況のストックテイクを行っている。



- 残りの3つの市中協議文書は令和2年11月9日に公表されている。まず、合算手法の国際資本基準との比較可能性に関する定義及びハイレベル原則に関する市中協議については、IAISは、翌年1月22日までコメントを受け付けている。本文書は、合算手法の比較可能性の定義とともに、令和元年11月に公表された、本件に関する6つの焦点領域のそれぞれについて、ハイレベル原則案を提示するものであり、令和3年にIAISが予定している、比較可能性の判断基準の作成の基盤となるものと考えている。
  - 次に、市中協議文書「流動性指標の開発」は、コメント提出期限は令和3年2月7日となっている。本件は、資産及び負債両方の流動性リスクを捕捉するため、貴協会からもその開発にご賛同いただいているものである。
  - 最後に、市中協議文書「破綻処理権限及び計画に関するアプリケーションペーパー」は令和3年2月5日までのコメント提出期限となっている。
- 貴協会には、上記の案件を含め、IAISの活動にご協力、ご貢献をいただき、感謝申し上げます。本日ご紹介した市中協議にご意見があれば、ぜひご提出いただきたい。金融庁とも意見交換させていただければ幸いです。

(以 上)